

報告第 8 8 号

平成 1 6 年 4 月 1 5 日承認

産業労働部会企業誘致分科会の事務事業調整方針について

産業労働部会企業誘致分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり本協議会に報告し、その承認を求める。

平成 1 6 年 4 月 1 5 日提出

津地区合併協議会

会長 近 藤 康 雄

報告第88号

協 議 会 報 告 項 目

産 業 労 働 部 会

企業誘致分科会 9-3

津 地 区 合 併 協 議 会

# 項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹事会確認日	備 考
		1回	2回	3回		
9 - 3 - 1	企業立地奨励金関係	7/30			8/20	協議会協議項目 (10/9確認)
9 - 3 - 2	工場立地法に関する事務	6/5			6/19	
9 - 3 - 3	工業再配置促進法に関する事務	6/5			6/19	
9 - 3 - 4	整備事業推進本部会議事務	6/5			6/19	
9 - 3 - 5	企業誘致促進協議会事務	6/5			6/19	
9 - 3 - 6	各種研究会等負担金交付事務	6/5			6/19	
9 - 3 - 7	暫定汚水処理場等維持管理	7/30	3/11		3/25	
9 - 3 - 8	企業誘致及び立地活動	6/5			6/19	
9 - 3 - 9	東京事務所管理運営事業	6/5			6/19	
9 - 3 - 10	工業団地の造成事業等の推進	6/5			6/19	
9 - 3 - 11	産業業務機能支援中核施設への支援活動	6/5			6/19	
9 - 3 - 12	環境アセスメント事後調査	3/11			3/25	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	企業誘致分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 企業立地奨励金関係 ※協議会協議項目	平成10年4月1日津市企業立地促進条例を施行し、雲出工場適地、中勢北部サイエンスシティ工場適地、及び片田工業団地に新設、増設、移設した事業者へ企業立地奨励金(操業開始後課税の固定資産税=3年間で225/300上限なし)、雇用促進奨励金を交付している。 平成14年度予算 企業立地奨励金 31,529千円  平成14年7月議会において、条例の一部改正を行った。 情報通信関連分野その他固定資産税相当額 奨励金 100/100 5年間 情報通信関連分野賃借奨励金 家賃、通信回線使用料、事業用設備購入費	ニューファクトリーひさい工業団地への企業誘致を促進するため、条例(平成10年10月1日施行)・同施行規則(平成12年12月12日施行)を設け、立地企業へ「奨励金」(操業開始後課税の固定資産税=3年間で225/300上限なし)及び「緑の環境保全奨励金」(操業開始前後2年以内に植栽した場合、その経費の1/2、限度額500万円)を交付する。 平成14年度 企業誘致奨励金 4,339千円	昭和62年10月1日河芸町工場設置奨励条例を施行し、東千里工場適地、又は特に工場の立地に適当であると認める地域において、工場を新設した事業者に奨励金を交付している。 奨励金3年間 3,000万円を限度。 1年目 投下固定資産税額 100/100 2年目 投下固定資産税額 50/100 3年目 投下固定資産税額 25/100	芸濃北神山工業団地に誘致した企業に対し、無利子で融資する。町が地域総合整備事業債により借り入れ、企業に融資し利子分は町が補填する。 平成14年3月末貸し付け残高 674,826千円 又、農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区に係る固定資産税の特例に関する条例を施行し、芸濃北神山工業団地に誘致した企業に対し固定資産税の不均一課税をしている。 初年度 税率 0.7/100 2年度 " 1.05/100 3年度 " 1.225/100	美里村農村地域工業等導入促進法に伴う固定資産税の特例に関する条例を施行し、家所工業団地に立地した企業に対し、固定資産税を3年間免除している。 平成14年度 8,514,700円	昭和63年6月22日条例施行により、町内に新規に立地した企業に奨励金を交付。 固定資産税に相当する金額 1年目 100/100 2年目 50/100 3年目 25/100 (限度額5千万円) 平成14年度実績なし。 平成14年9月議会にて条例の一部改正を行った。 固定資産税額を奨励金として 100/100を3年間 (限度額1億円)

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1.新市に移行後、速やかに調整する。(合併後1年以内程度)
-------	-------------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
<p>工業等導入促進に伴う固定資産税の特例に関する条例を施行し、稲葉工業団地に立地した企業に対し、固定資産税を3年間免除している。 平成14年度 4,690,000円</p>	<p>中部圏開発整備に伴う固定資産税の特例に関する条例を施行し、工業生産取得額5億円超かつ雇用者(日々雇い入れられる者を除く)50人超の場合。  固定資産税3か年不均一課税 税率0.7/100  該当企業なし。  工業再配置促進に伴う固定資産税の特例に関する条例を施行し、工業再配置促進法により移転促進地域から町内に移転した工場で投下固定資本総額5億円以上は固定資産税を3か年免除している。  該当企業なし。</p>	—	<p>美杉村における過疎地域振興のために著しい効果が期待される画期的な事業を行うものに対し、奨励措置を講ずることによって、当該事業の育成を図り、もって本村産業の振興に寄与する(適用事業)                      (1)農業、林業、水産業及び工業等の経営を近代化し、先駆的経営を行い、地域産業の先導的役割が期待される事業                      (2)画期的な生産設備等を開発又は導入し、企業化する等、地域産業の振興に寄与することが顕著であると認められる事業                      (3)美杉村に新たに事業所を設置し、多数の住民に安定した職場を確保するものと認められる事業                      (4)後継者育成のための著しい効果が期待される事業                      (5)その他産業振興に著しい波及的効果が期待される事業(奨励措置)                      便宜の供与                      事業の実施等に必要な事項についての紹介調査、資料の提供及び行政手続等の指導                      事業資金の導入指導                      技術指導の斡旋                      その他村長が必要と認める事項                      奨励金の交付                      100,000円以内(年度内 農林水産業及び工業各部門2名以内)</p>	<p>新市移行時は、旧市町村において定められた企業誘致奨励関係条例等を存続させ、合併後1年程度で新市企業誘致奨励条例を策定する方向で調整する。                      なお、新市移行前に、旧奨励制度等の適用を受けている企業及び新市企業誘致奨励条例が策定されるまでの間に立地した企業については該当奨励制度等の期間が終了するまで旧の奨励制度等の内容を適用する。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	企業誘致分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
2 工場立地法に関する事務	<p>「雲出工場適地(約111.9ha)」雲出地区にある工業専用地域が工場立地法に基づく工場適地に指定され、内当該地域の未利用地は約40haである。企業立地促進については、民間の分譲地(オーダーメイド方式)や企業の遊休地を紹介している。</p> <p>「中勢北部サイエンスシティ工場適地(169haの内74.8ha)」が指定されている。</p>	<p>「戸木・森(約93.9ha)」(ニューファクトリーひさい工業団地)が工場立地法に基づく工場適地指定にされている。</p>	<p>「東千里工場適地(約30ha)」東千里にある工業専用地域が工場立地法に基づく工場適地に指定され、企業立地促進については、個人所有地が未造成地のため、オーダーメイド方式による用地として紹介している。</p>	-	-	<p>「安濃工場適地(約19ha)」安濃工業団地(平成14年度実施)が工場立地法に基づく工場適地に指定されている。</p>
3 工業再配置促進法に関する事務	<p>中部経済産業局産業企画部地域振興課より、産業再配置促進費補助金に係る交付資格工場等の調査事務等を行っている。(工場適地内・国及び地方公共団体等が整備した工業団地内の工場が工場等を新・増設する場合に「環境保全施設、防災安全施設、その他の施設を設置する際に、〈企業、市〉が床面積に応じ補助金」を受けられる。)</p>	同左	-	津市に同じ	同左	同左
4 整備事業推進本部会議事務	<p>中勢北部サイエンスシティ構想到に係る整備事業を円滑かつ効率的に推進するため、市助役を本部長(議長)として市職員、津市土地開発公社常務理事ら17名で平成5年に当推進本部を設置。</p>	-	-	-	-	-

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	2.現行のまま新市に引き継ぐ。 3.現行のまま新市に引き継ぐ。 4.新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
「稲葉工場適地(約23.4ha)」稲葉地区にある工業用地域が工場立地法に基づく工場適地に指定され、当該地区の未利用地は約23.4haである。	「小山工場適地(約3.2ha)」が工場立地法に基づく工場適地に指定されている。	-	-	-
同左	同左	同左	同左	-
-	-	-	-	一部工業団地のみを対象としたものでなく、新市全域の工業団地等を対象としたものとして設置する方向で調整する。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	企業誘致分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
5 企業誘致促進協議会事務	<p>中勢北部サイエンスシティへの企業等の誘致を促進するため、調査研究、情報収集、PR活動を行っている。事務局を津市サイエンスシティ推進課に置き会務を処理している。</p> <p>○平成14年度負担金割合                      ・津市250万円                      ・河芸町50万円                      ・津市土地開発公社50万円                      ・地域振興整備公団100万円                      ・三重県50万円                      (総額500万円)</p> <p>・会長 津市長                      ・役員 14名(河芸町長ほか)                      ・協議会 年1回開催                      ・部会 年2,3回程度開催                      ・予算 5,519千円(H14)</p>	-	津市に同じ	-	-	-
	-	<p>ニューライフファクトリー整備事業の円滑な推進を図るため、三重県・久居市・三重県土地開発公社で平成6年4月1日から連絡協議会を設置。</p> <p>・会長 三重県農林水産商工部長                      ・委員 久居市助役、三重県土地開発公社理事長                      ・協議会 原則・年1回開催                      ・事務局 三重県企業誘致グループ                      ・必要経費について、久居市での予算計上はなし</p>	-	-	-	-



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	5.現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	-----------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	現行のまま新市に引き継ぐ方向で調整することとするが、新市移行に伴い生じる負担金割合の変更等については協議会構成団体と協議していく。
-	-	-	-	原則的に、現行のまま新市に引き継ぐ方向で調整することとするが、新市移行までの間、事務局である県と連絡協議会の存続も含め、調整を行っていく。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	企業誘致分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
6 各種研究会等負担金交付事務	農村地域工業導入促進センター負担金(3万円) (財)農村地域工業導入促進センターの月刊誌『農工情報』及び企業情報等の各種資料の提供を受けている。	—	—	農村地域工業導入促進センター負担金(3万円) 財団法人農村地域工業導入促進センターの月刊誌『農工情報』及び企業情報等の各種資料の提供を受けている。	農村地域工業導入促進センター負担金(3万円) 財団法人農村地域工業導入促進センターの月刊誌『農工情報』及び企業情報等の各種資料の提供を受けている。	—
	日本立地センター負担金(14万円) (財)日本立地センターの月刊誌『産業立地』や資料の提供、当財団の行う地域開発の調査、産業用地のあっせんと適地の紹介など各種事業の利用を優先的に便宜を受けている。	日本立地センター負担金(7万円) (財)日本立地センターの月刊誌『産業立地』やその他資料の提供をうけ、また、同センター主催の産業立地相談会・研修会へ参加し、ニューファクトリーひさい工業団地への企業誘致活動の一助としている。	—	—	—	—
	—	東海北陸地区工業再配置促進連絡協議会負担金(1万3千円)	—	東海北陸地区工業再配置促進連絡協議会負担金(1万3千円)	—	東海北陸地区工業再配置促進連絡協議会負担金(1万3千円)
	危機管理研究フォーラム及びオフィス・アルカディア現地交流会等参加負担金(8万円)	—	—	—	—	—
	㈱三重ティーエルオー負担金(30万円) 平成14年2月に㈱三重ティーエルオーを設立、同年4月事業開始され、技術移転事業、研究開発支援事業、産学官交流支援事業等を行っており、中勢北部サイエンスシティをベンチャー企業等の育成と産学連携の効果的な推進拠点と位置づけ、企業誘致の促進を図る。	㈱三重ティーエルオー負担金(30万円)	—	—	—	—
	オフィス・アルカディア推進協議会負担金(5万円) オフィス・アルカディア構想の推進を図るため、企業誘致の手法等の調査研究、情報交流、シンポジウム等に参加している。	—	—	—	—	—
	中部圏研究会負担金(3万6千円) 中部圏の開発に伴う諸情勢について、相互に研究及び情報交換を行うため、随時当研究会に参加している。	—	—	—	—	—
	東京三重県人会参加負担金(1万6千円) 東京都及びその近郊に在住する三重県出身者、縁故者をもって組織する当県人会において、会員相互の親睦を図り併せて三重県の発展を援助するための会合に参加している。	—	—	—	—	—
	都市東京事務所長会負担金(6万8千円) 東京事務所所管事務の運営及び情報交換等のため、当所長会に参加している。	—	—	—	—	—

## 津 地 区 合 併 協 議 会 調 整 内 容 表

調 整 の 内 容	6.新たに加入(参加)する。(合併と同時)
-----------	-----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香 良 洲 町	一 志 町	白 山 町	美 杉 村	
農村地域工業導入促進センター負担金 (3万円) 財団法人農村地域工業導入促進センターの月刊誌『農工情報』及び企業情報等の各種資料の提供を受けている。	—	—	—	当該項目中の全ての各種研究会参加等に係る負担金については新市においても新たに加入及び参加する方向で調整する。
—	—	—	—	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
—	—	—	—	
—	—	—	—	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	企業誘致分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 暫定汚水処理場等維持管理	<p>サイエンスシティ事業区域内の汚水処理として、津市は暫定汚水処理場を維持管理している津市土地開発公社に対し、経費の一部を負担している。</p> <p>維持管理負担金(1,522千円)負担金の算定は、立地企業等の汚水排水量等を勘案し、全体維持管理経費から公社負担額と市下水道使用料体系で計算され企業等の負担額を除いた金額。</p>	<p>1)ニューファクトリーひさい工業団地の排水施設は、同団地内の各工場から基準値以下に処理済の排水が流入し、更にそれを礫間接触酸化法で自然浄化し、団地外の大谷川へ放流する施設である。</p> <p>①維持管理:平成14年5月1日付で三重県土地開発公社から久居市へ管理移管され、将来にわたり維持管理義務を負うものである。平成14年度委託契約額432,600円。</p> <p>②水質検査:①と同様の管理移管により、将来にわたり水質検査の義務を負うものである。平成14年度委託契約額302,400円。</p> <p>③排水施設使用料徴収:①と同様の管理移管により、根拠条例に基づき平成14年5月分より現在立地企業1社から徴収。将来にわたり、この事務は継続するもので、今後の企業立地により収納額は増加する。</p> <p>2)除草業務:①と同様の管理移管により、団地内の緑地の除草業務を「平成14年度緊急地域雇用創出特別交付金事業」による国庫補助を受け、業務委託する予定。将来にわたり、この業務も継続するもの。平成14年度実績額4,956,224円。(年1回除草)</p>	-	-	-	<p>昭和49年に周辺地域の環境保全対策として、安濃町内多工業団地内の企業の処理済排水を団地外の美濃屋川へ放流するため、町が埋設した施設(延長2,270m)であり、現在維持管理を行なっている。</p> <p>また、平成15年に新設した安濃工業団地内の排水施設(延長1,170m)もこの埋設管へ接続しており、いずれの施設も流域下水道が供用開始するまでの間、維持管理が必要となる。</p>

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7.現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	-----------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	企業誘致分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
8 企業誘致及び立地活動	<p>中勢北部サイエンスシティ及び雲出工場適地への効率的な企業誘致活動の展開を図るため、関西圏、関東圏で活躍する県内出身者を発掘し、また市内事業所の本社(大阪・東京)へ企業訪問している。</p> <p>○中勢北部サイエンスシティ企業誘致・企業立地活動 ・企業訪問活動 ・PR活動 ・情報収集 ・説明会、研究会の開催・参加 ・立地協定の調印等</p> <p>○フォーラム・シンポジウム開催</p>	<p>ニューファクトリーひさい工業団地への効率的な企業誘致・立地を図るため、関西・関東の企業及び県内・市内の企業で、当該団地へ工場等を新設・増設・移転を希望する企業を調査し、各企業への訪問活動を実施。</p> <p>○ニューファクトリーひさい工業団地企業誘致・企業立地活動 ・企業訪問活動 ・PR活動 ・情報収集 ・説明会、研究会の開催・参加 ・立地協定の調印等</p>	<p>東千里工場適地、河芸テクノ・グリーン・ヒルズ、中勢北部サイエンスシティへの優良企業の誘致。</p> <p>○中勢北部サイエンスシティ企業誘致・企業立地活動 ・企業訪問活動 ・PR活動 ・情報収集 ・説明会、研究会の開催・参加 ・立地協定の調印等</p>	<p>芸濃北神山工業団地への企業誘致をはじめ、町内への企業の進出を促進・支援する。立地済み企業に対するフォロー。</p> <p>芸濃北神山工業団地は、予約売買のキャボットとの調整と閉鎖した企業の跡地利用に対する対応のため活動している。</p> <p>○芸濃北神山工業団地企業誘致・企業立地活動・立地企業支援 ・企業訪問活動 ・PR活動 ・情報収集 ・説明会、研究会の開催・参加 ・立地協定の調印等</p>	—	<p>安濃工業団地への企業誘致を推進する。</p> <p>○安濃町工業団地企業誘致活動 ・企業訪問活動 ・PR活動 ・情報収集 ・説明会、研究会の開催・参加 ・立地協定の調印等</p>
	<p>○津市産業人交流会議事業 大阪圏・関東圏で活躍する県内出身者、市内事業所の本社(関東・関西)及び市内に本社のある事業所へ企業訪問して趣旨説明・施策等の情報を提供し、信頼関係を構築するための会議を開催。現在は中勢北部サイエンスシティ事業への企業誘致を重点に置いているため、立地に感触のある企業や新たに開拓した企業を招待している。 大阪会場・48名出席 東京会場・99名出席</p> <p>○津市産業立地交流会事業 企業誘致活動の一環として、日本の物づくり産業の集積地である中京圏の中心地名古屋において、企業、官庁関係者など約90名を招いて、年1回『津市産業立地交流会in名古屋』を開催している。</p>	—	—	—	—	—
9 東京事務所管理運営事業	<p>首都圏において、企業等誘致のため企業訪問、情報収集等を行う。</p> <p>東京事務所の概要 (1)設置日 平成8年4月1日 (2)所在地 東京都港区西新橋1-13-1 東和ビル9F (3)賃貸面積 43.10㎡ (4)賃料 月額234,720円(共益費、消費税は含まず) (5)管理運営予算 10,452千円</p>	—	—	—	—	—

## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	8.津市の例により調整する。(合併と同時) 9.現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
香良洲工業団地への誘致企業に対し一部含まれる国有地及び民有地を取得し造成を行い企業に売却するのを目的として企業進出を図る。  ○香良洲工業団地企業誘致・企業立地活動 ・企業訪問活動 ・PR活動 ・情報収集 ・説明会、研究会の開催、参加 ・立地協定の調印等	一志嬉野IC近隣の小山工業適地へスポンサー方式での企業誘致活動を行うとともに企業遊休地への誘致を行っている。	-	-	新市において一体的に企業誘致、立地活動を行っていくこととするが、事務については各工業団地毎に、事業主体、施工方法、PR活動、立地手続き、立地企業との売買契約書の内容、優遇制度など様々であるため、原則的に企業誘致活動等に係る事務の多い、津市の例により調整する。 なお、現在、一部の市町村で行われているフォーラム等については、新市において一体的な取り組みができるよう検討していく。
-	-	-	-	産業人交流会議、産業立地交流会については、現行のまま新市に引き継ぐこととするが、一部工業団地のみを対象としたものでなく、新市全域の工業団地等へ立地促進に繋がる事業として行っていく方向で調整する。(新市移行と同時から)
-	-	-	-	現行のまま新市に引き継ぐ。

## 津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	企業誘致分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
10 工業団地の造成事業等の推進	中勢北部サイエンスシティ整備事業等の推進 造成工事、関連公共事業等の推進・調整を行う。	-	津市に同じ	-	-	安濃工業団地の造成工事の実施
11 産業界機能支援中核施設への支援活動	産業界機能支援中核施設『あかつピア』の賃貸オフィス、企業家支援室への企業等誘致活動  土地貸付料徴収事務 サイエンスシティ事業区域内の市有地9,968.25㎡を産業界機能支援中核施設用地として(株)津サイエンスプラザへ有償(年額3,429,078円)で貸付けている。	-	当中核施設『あかつピア』の賃貸オフィス、企業家支援室への企業等誘致活動	-	-	-
12 環境アセスメント事後調査	-	ニューファクトリーひさい工業団地2工区が、平成16年度から三重県土地開発公社から久居市に移管されるに伴い、従前より実施されていた環境アセスメント事後調査について久居市にて実施する。(平成24年まで)	-	-	-	-



## 津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	10.津市、河芸町、安濃町の例により調整する。(合併と同時) 11.津市の例により調整する。(合併と同時) 12.現行のまま新市に引き継ぐ。
-------	--

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-